

序章 計画の目的・概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成23(2011)年3月に「倉敷市住生活基本計画」を策定し、平成28(2016)年4月の改定を経て、市民の住生活の安定及び向上のための施策を、総合的かつ計画的に展開してきました。

計画期間が経過する中で、人口減少や少子高齢化の進行、平成30年7月豪雨をはじめとした大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変容等、本市の住生活を取り巻く環境は、大きく変化しているといえます。

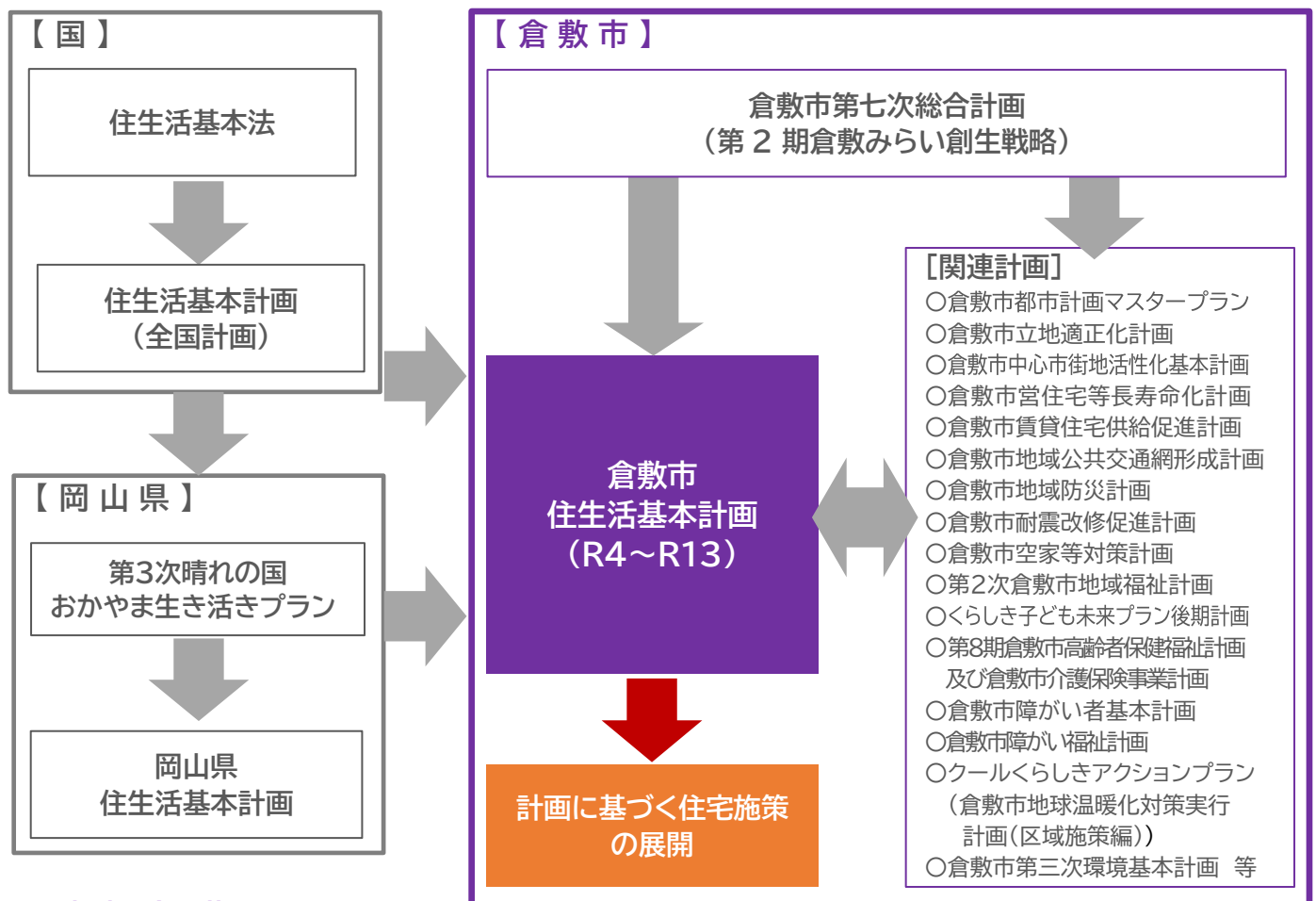
また、国では令和3(2021)年3月に「住生活基本計画(全国計画)」が、岡山県では令和4(2022)年3月に「岡山県住生活基本計画」が改定されています。これらを受け、本市においても、平成28(2016)年3月の計画改定以降に生じた社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応するとともに、市民の豊かな住生活の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「倉敷市住生活基本計画」の見直しを行います。

(2) 計画の位置付け

本計画は、倉敷市第七次総合計画を上位計画とし、市の現状や特性を踏まえた、本市の住宅行政の指針となる行政計画です。

また、本計画におけるマンションに関する部分については、「倉敷市マンション管理適正化推進計画」を兼ねています。

本計画の策定にあたっては、「住生活基本法」や「住生活基本計画(全国計画)」、岡山県の「岡山県住生活基本計画」等を踏まえるとともに、「倉敷市第七次総合計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。



(3) 計画期間

本計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、適宜必要な見直しを行うこととします。